

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成31年3月 第1回訂正分)

## 株式会社エードット

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成31年3月11日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

### ○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成31年2月25日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集550,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成31年3月11日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し140,000株(引受人の買取引受による売出し50,000株・オーバーアロットメントによる売出し90,000株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、並びに「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」及び「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出致しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正致します。

### ○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行株式数のうち、14,800株(※)を上限として、福利厚生を目的に当社従業員持株会(名称:エードット社員持株会)を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。みずほ証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

※取得金額の上限として要請した金額を、仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数(100株未満切り捨て)であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

## 2 【募集の方法】

平成31年3月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成31年3月11日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(858.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金と致します。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「255,530,000」を「268,180,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「255,530,000」を「268,180,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(1,010円~1,110円)の平均価格(1,060円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は583,000,000円となります。

## 3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「858.50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定致します。

仮条件は、1,010円以上1,110円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年3月19日に引受価額と同時に決定する予定です。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定致しました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(858.50円)及び平成31年3月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(858.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止致します。

#### 4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「みずほ証券株式会社460,000、S M B C日興証券株式会社27,000、株式会社S B I証券27,000、エース証券株式会社9,000、いちよし証券株式会社9,000、マネックス証券株式会社6,000、岡三証券株式会社6,000、岩井コスモ証券株式会社6,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成31年3月19日)に元引受契約を締結する予定です。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針です。

#### (注) 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「511,060,000」を「536,360,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「503,060,000」を「528,360,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,010円～1,110円)の平均価格(1,060円)を基礎として算出した見込額です。

##### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額528,360千円については、設備投資資金、採用活動費及び人件費、借入金返済並びに運転資金に充当する予定であります。

具体的には、事業拡大のためのオフィス移転に伴う建物付属設備等の設備投資資金に24,000千円(平成31年6月期)、優秀な人材を確保するための採用活動費及び人件費に73,000千円(平成31年6月期：20,000千円、平成32年6月期：20,000千円、平成33年6月期：33,000千円)、財務バランスの改善を目的とした金融機関からの借入金返済充当資金として50,000千円(平成31年6月期)、事業拡大に伴い増加する外注費及びオフィス移転に伴い増加する賃料等の運転資金として381,360千円(平成31年6月期：33,000千円、平成32年6月期：100,000千円、平成33年6月期以降：248,360千円)に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「50,500,000」を「53,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「50,500,000」を「53,000,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(1,010円～1,110円)の平均価格(1.060円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

### 3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「90,900,000」を「95,400,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「90,900,000」を「95,400,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(1,010円～1,110円)の平均価格(1.060円)で算出した見込額です。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一です。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む。)後180日目の日(平成31年9月24日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

### 4. 親引け先への販売について

#### (1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	<u>エードット社員持株会(理事長 柏崎 智美) 東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号</u>
b. 当社と親引け先との関係	<u>当社の従業員持株会であります。</u>
c. 親引け先の選定理由	<u>従業員の福利厚生のためであります。</u>
d. 親引けしようとする株式の数	<u>未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、14,800株を上限として平成31年3月19日(発行価格等決定日)に決定される予定であります。)</u>
e. 株券等の保有方針	<u>長期保有の見込みであります。</u>
f. 払込みに要する資金等の状況	<u>払込みに要する資金として、従業員持株会における積立資金の存在を確認しております。</u>
g. 親引け先の実態	<u>当社の従業員で構成する従業員持株会であります。</u>

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日(平成31年3月19日)に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)総数 に対する所有株式数の割合 (%)	公募による 募集株式発行 及び引受人の 買取引受に よる売出し後 の所有株式数 (株)	公募による 募集株式発行 及び引受人の 買取引受に よる売出し後 の株式(自己 株式を除く。) 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
伊達 晃洋	東京都板橋区	1,250,000	61.02	1,200,000	46.18
㈲T	東京都板橋区舟渡1-13 -10-2503	300,000	14.65	300,000	11.55
仲亀 敦	神奈川県川崎市中原区	95,000 (95,000)	4.64 (4.64)	95,000 (95,000)	3.66 (3.66)
㈱ワンセンチュリーカン パニー	東京都目黒区大橋1-2 -5KSビル5階	75,000	3.66	75,000	2.89
エードット社員持株会	東京都渋谷区渋谷2-16 -1	44,000	2.15	58,800	2.26
瓜生 健太郎	東京都文京区	37,500	1.83	37,500	1.44
牧野 圭太	東京都目黒区	36,000 (36,000)	1.76 (1.76)	36,000 (36,000)	1.39 (1.39)
玉塚 元一	東京都渋谷区	15,000 (5,000)	0.73 (0.24)	15,000 (5,000)	0.58 (0.19)
小野川 翼	神奈川県横浜市鶴見区	15,000 (15,000)	0.73 (0.73)	15,000 (15,000)	0.58 (0.58)
吉田 光志	東京都世田谷区	14,950 (14,950)	0.73 (0.73)	14,950 (14,950)	0.58 (0.58)
計	—	1,882,450 (165,950)	91.90 (8.10)	1,847,250 (165,950)	71.09 (6.39)

(注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合は、平成31年2月25日現在のものです。

2. 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合は、平成31年2月25日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)総数に、公募による募集株式発行、引受人の買取引受による売出し及び親引け(14,800株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

## 第二部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

② 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況  
(省略)

##### b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門担当取締役とし、これに該当する者がいない場合は、管理部門担当執行役員を担当とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

(省略)

##### ⑤ 社外取締役

当社は社外取締役として、玉塚元一氏、松崎文治氏、松木大輔氏及び阿部慎史氏の4名(内、松崎文治氏、松木大輔氏、阿部慎史氏は監査等委員)を選任しております。当該社外取締役は、社外取締役間での連携を密にすることによって情報共有を行ない、必要に応じて当社管理部、内部監査担当、会計監査人等と相互連携を図ることによって、当社の意思決定に対して幅広い視野をもった第三者の立場から適時適切な意見の提供を行なっております。

(省略)

## 第四部 【株式公開情報】

### 第2 【第三者割当等の概況】

#### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式②	株式③	株式④
発行年月日	平成28年9月6日	平成29年5月31日	平成29年9月29日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	180株	1,820株	360株
発行価格	7,000円 (注) 5	30,000円 (注) 5	30,000円 (注) 5
資本組入額	3,500円	15,000円	15,000円
発行価額の総額	1,260,000円	54,600,000円	10,800,000円
資本組入額の総額	630,000円	27,300,000円	5,400,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2

項目	株式⑤
発行年月日	平成30年9月29日
種類	普通株式
発行数	26,000株
発行価格	866円 (注) 5
資本組入額	433円
発行価額の総額	22,516,000円
資本組入額の総額	11,258,000円
発行方法	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2

項目	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	平成28年7月1日	平成29年7月18日	平成30年7月19日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,890株	普通株式 2,110株	普通株式 82,000株
発行価格	7,000円 (注) 5	30,000円 (注) 5	866円 (注) 5
資本組入額	3,500円	15,000円	433円
発行価額の総額	13,230,000円	63,300,000円	71,012,000円
資本組入額の総額	6,615,000円	31,650,000円	35,506,000円
発行方法	平成28年5月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年7月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成30年7月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 3、4	(注) 3、4

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、(株)東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (4) 当社が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (5) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成30年6月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
  3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下、「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
  4. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
  5. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。